

特定非営利活動法人 CCL 個人情報保護規則

規則第 6 号

2026年4月27日制定

(目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規則における用語の定義を以下の通り定める。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 個人識別符号 指紋データ、顔認証データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号など、その情報単体で特定の個人を識別できる符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実など、本人に対する不当な差別や偏見が生じないよう、その取扱いに特に配慮を要する情報をいう。
- (4) 特定個人情報 個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規則は、本法人の役員、正会員、賛助会員及び本法人の業務に従事するすべての者に適用する。

2 役職員等は、在職中のみならず退職後においても、在任中に取得した個人情報について、本規則に従い適切な取扱いを行わなければならない。

(利用目的の特定)

第 4 条 本法人が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 本法人が取得する個人情報の主な利用目的は以下の通りとする。

- ① 会員管理、会費の請求及び連絡
- ② 本法人が実施する事業（地域活性化、社会福祉調査、広報活動等）の運営及び案内
- ③ 寄付金及び助成金関連業務の管理
- ④ 役員及び職員等の人事・労務管理
- ⑤ お問い合わせへの対応

(取得及び利用)

第 5 条 個人情報の取得に当たっては、その利用目的を具体的に特定し、あらかじめホームページ等で公表するか、本人に通知しなければならない。

2 要配慮個人情報を取得する場合は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 3 個人情報、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法で利用してはならない。

(利用の制限)

第6条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第4条で特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令に基づく場合等は例外とする。

(第三者提供の制限)

第7条 本法人は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供してはならない。

- 2 個人データを第三者に提供する際は、原則としてあらかじめ本人の同意を得るものとし、「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか又は受けたかを確認・記録しなければならない。
- 3 前項の記録は、原則として3年間保存するものとする。
- 4 外国にある第三者に提供する場合は、当該外国の名称、個人情報保護制度、提供先が講じる措置等の情報を本人に提供し、同意を得なければならない。

(個人データの安全管理)

第8条 個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、以下の措置を講じる。

- (1) 組織的措置 管理責任者の配置、報告連絡体制の整備
- (2) 物理的措置 区域の管理、施錠管理、媒体の廃棄ルール
- (3) 技術的措置 アクセス制御、パスワード設定、ウイルス対策ソフトの導入

(漏えい事案発生時の報告・通知義務)

第9条 個人データの漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という）が発生し、又は発生したおそれがあることを検知した場合は、直ちに理事長へ報告しなければならない。

- 2 次号の事態が発生した場合は、速やかに個人情報保護委員会に報告し、かつ本人に通知しなければならない。
 - (1) 要配慮個人情報の漏えい等
 - (2) 財産的被害のおそれがある漏えい等
 - (3) 不正の目的によるおそれがある漏えい等
 - (4) 1,000人を超える個人データの漏えい等

(保有個人データの開示・利用停止等)

第10条 本人から保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等の請求があった場合は、遅滞なく対応しなければならない。

- 2 次の各号の場合においても、本人から利用停止や消去等の請求をすることができるものとする。
 - (1) 当該保有個人データを利用する必要がなくなったとき
 - (2) 重大な漏えい等の事案が発生したとき
 - (3) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき
- 3 開示の方法は、電子データの提供を含め、本人が請求した方法で行うものとする。

(正確性の確保)

第 11 条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確、かつ、最新の内容に保つよう努めなければならない。

(従業者及び委託先の監督)

第 12 条 本法人は、個人情報を取り扱う従業者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

(個人情報保護管理者)

第 13 条 個人情報保護管理者は、次のとおりとする。

- ① 本法人に、個人情報保護管理者 1 名を置く。
- ② 個人情報保護管理者は、理事長又は理事長が指名する役員をもって充てる。
- ③ 個人情報保護管理者は、本規則の実施及び運用の責任を負う。

(苦情処理)

第 14 条 本法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切、かつ、迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この規則は、2026 年 4 月 1 日より施行する。